

奥州市事務用共通封筒広告掲載事業に係る希望事業者選定基準

1 選定基準の目的

この基準は、公募により、封筒の無償提供者を決定するため、希望事業者から提出された提案書の内容を客観的に評価し選定することを目的とする。

2 提案書等の評価の基準

提案書等の評価項目は、事務遂行能力、企画提案の内容、納入予定枚数とし、基準及び配点は次のとおりとする。

(1) 事務遂行能力

ア 応募者の事務遂行能力について（配点 20 点）

- ① 法令及び市の関係規定等を遵守して事業を遂行できるか
- ② 業務責任者、業務従事者等の配置（適正な人員、人数の配置等）

イ 事業実績について（配点 20 点）

- ① 類似する広告媒体に係る実績を有しているか
- ② 過去の実績を活かし、安定的かつ継続的に事業を実施する能力があるか

(2) 企画提案の内容

ア 提案書の内容について（配点 30 点）

- ① 広告掲載スペースが十分に確保されているか
- ② 広告の募集方法が適正であるか
- ③ 第三者からの苦情等が発生した場合の対応策が示されているか

イ 封筒の規格について（配点 20 点）

- ① 封筒のサイズが適正であるか
- ② 環境に配慮した紙質等、SDGsを意識した工夫がなされているか

(3) 納入予定枚数

ア 基準となる枚数との比較について（配点 10 点）

- ① 納入予定枚数が使用見込枚数以上であるか

3 選定方法について

- (1) 委員は評価基準に基づき、減点方式により評価する。
- (2) 各委員の項目ごとの評価点を集計し、その平均点（小数点第1位を四捨五入）をその項目の評価点とする。
- (3) 全項目の合計点の最高得点者を契約予定者第1位とし、次点者を契約予定者第2位とする。
- (4) 評価が50点未満の場合は、選定しない。
- (5) 応募者が一者のみであり、その応募者が過去に無償提供者の実績がある場合は、その事業者を無償提供者とする。